

国
(問題)
語
2025年度

〈2025 R07192024〉

注 意 事 項

- 1 試験開始の指示があるまで、問題冊子および解答用紙には手を触れないこと。
- 2 問題は2～12ページに記載されている。試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚損等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせること。
- 3 解答はすべて、HBの黒鉛筆またはHBのシャープペンシルで記入すること。
- 4 マーク解答用紙記入上の注意
 - (1) 印刷されている受験番号が、自分の受験番号と一致していることを確認したうえで、氏名欄に氏名を記入すること。
 - (2) マーク欄にははっきりとマークすること。また、訂正する場合は、消しゴムで丁寧に、消し残しがないようによく消すこと。
- 5 記述解答用紙記入上の注意
 - (1) 記述解答用紙の所定欄(2カ所)に、氏名および受験番号を正確に丁寧に記入すること。
 - (2) 所定欄以外に受験番号・氏名を記入した解答用紙は採点の対象外となる場合がある。
 - (3) 受験番号の記入にあたっては、次の数字見本にしたがい、読みやすいように、正確に丁寧に記入すること。

マークする時	● 良い	○ 悪い	○ 悪い
マークを消す時	○ 良い	○ 悪い	○ 悪い

数字見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 6 解答はすべて所定の解答欄に記入すること。所定欄以外に何かを記入した解答用紙は採点の対象外となる場合がある。
- 7 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが、どのページも切り離さないこと。
- 8 試験終了の指示が出たら、すぐに解答をやめ、筆記用具を置き解答用紙を裏返しにすること。
- 9 いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出すること。
- 10 試験終了後、問題冊子は持ち帰ること。

(一) 次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。

人間の尊厳の根拠である **I** なるものをおびやかす最大の敵の正体について、シモーヌ・ヴェイユの考えは学生時代からほとんど変わっていない。思考する個人を呑みこむべく口をあけてまつ最大の陥穽、それはあらゆる種類の集団である。『根をもつこと』で「秩序」「自由」「服従」「責任」「平等」などと並んで、しかも他を圧して多くの紙数がさかれているのは「言論の自由」の項目である。しかも驚くべき提言をする。言論の自由と結社の自由は、とうぜんの権利でもなく、いわんや法によって守るべき理由もない。むしろ法によって規制すべきである。家族や友人などの自然的な集合はともかく、結社はすべて現実の生活における便法であって、魂の基本的な欲求ではない。ただし言論については一概にいえない。いうまでもなく思考の表現にはなにひとつ制約や条件を課するべきではない。全面的かつ無制限な表現の自由は魂の欲求のひとつであって、この絶対的な自由なくして知性はまっとうに機能できない。そして知性が束縛をうけるならば、魂は病むであろう。

ところで知性の機能には三種類ある。第一に、ある目的を達成するための方法をさぐるという、技術的な次元ではたらく。この機能において知性はただの奉仕者である。この中立的な道具としての機能は、思考の内容とは関係がないので、放っておいてよい。第二に、なんらかの意志決定にさいして手がかりを与えろという、根拠づけの機能がある。しかもいかなる選択であつても根拠づけは可能である。たとえ最低で卑劣な犯罪行為であつたとしても。ゆえに、このとき知性には警戒を要する。第三に、知性は純粹な思弁のためにほたらく。その場合、そしてその場合においてのみ、知性の活動に完璧な自由が与えられるべきなのだ。

そこでヴェイユは『根をもつこと』で具体的な法令をみちびきだす。まず、行動と直接かわる第二の機能にはきびしい制限が加えられるべきだが、行動の埒外にある第三の機能がはたされるとき、知性はいつさいの制約から解放されていなければならない。必要とあらば著者や出版社に法律上の保護が与えられてもよい。第三の機能にかぎっては、たとえ犯罪的な思考の表明であつても、なんの註釈もなく、なんの留保もなく、ひたすら読者のまえに提示されるべきだ。その結果、当該の問題にかかわるデータの蓄積がうながされ、解決への糸口がみえてくるだろう。ただし、これらの思考が行動への指針ではなく、完全かつ正確なデータ作成への貢献であることが、すべての読者に周知徹底されるという条件つきで。

完全な自由を保障されるべき第三の機能とは対照的に、第二の機能にかかわる言論の伝達手段、すなわち言論をつうじて行動に影響をおよぼそうとする出版物は、行動とまったく変わらぬ規律に服すべきである。身体的にせよ心理的にせよ人を傷つけることがゆるされぬように、そうした行為を正当化する言論活動もゆるされてはならないからだ。たとえば、オピニオン・リーダーとして特定の思想信条をかかげる日刊および週刊の出版物は、行動に課されるのと同じくきびしい制限に服さねばならない。殺人行為が罰せられるように、殺人を合理化するような言論も罰せられるべきだ。出版社、新聞社、放送局なども法的な統制下におかれ、「おおやけに認知された道徳律を侵害した場合はいうまでもないが、口調や思考の下劣さ、悪しき趣味、低俗さ、さらには陰湿なたちで腐敗をうながす傾向がある場合も」、活動の停止もしくは組織の解散を求められよう。

とうぜんながらヴェイユはこううたる非難を予測し、あらかじめつぎのように反論する。これは思想統制ではない。なぜなら言論の自由は、制限つきでもつばら個々のジャーナリストに与えられるものであつて、報道媒体に与えられるものではないのだと。このとき念頭にあつたのは、第三共和政初期の一八八一年、名前の登録のみで刊行ができるようになった規制緩和を皮切りに、雨後の筍のように生まれては消えていった、無数の煽情的で **II** な新聞・雑誌である。この種のジャーナリズムがドレフュス事件で演じた影響力の大きさはよく知られている。マックス・ヴェーバーも『職業としての政治』で第一次大戦中の下劣な報道合戦を憂えた。日刊紙、週刊新聞、月刊雑誌と体裁こそちがえ、こうした大衆の情念にうつつたえ、世論を恣意的な方向にみちびき、行動へとかりたてるメディアは、それぞれが労働者や王党派や反ユダヤ主義者や左翼知識人を対象に、われこそが自由な言論の代弁者であるとばかりに、一九四〇年六月に幕をとじる第三共和政末期まで、おおいに幅をきかせてきた。

B ヴェイユはメディアに信頼をよせていなかった。しかも近代のメディアは大きな武器をもっている。圧倒的な人海戦術でくりだす宣伝のもつ感染力である。政党とメディアは結託し、大衆の教育だの判断力の育成だのと称して、あからさまな宣伝をおこない、人間精神の隷属化をこころみた。ヴェイユにとつて、メディアは虚言を弄する政治家や資本家の共犯者であり、政財界の権力者とすくなくとも同程度に悪質な犯罪者であつた。「表現の自由とは知性の欲求であり、知性は個人としての人間のうちにやどる」のであるから、「知性の集団的行使なるものは存在しない」。いかなる集団も表現の自由を主張することはできない。集団はそのような欲求をもたないのだ。いや、そもそも集団には表現の自由を認めるべきではない。それどころか、思考の自由を守るために、集団にたいして言論の表明を法的に禁じる必要がある。集団というものは、みずからの見解を表明するだけでは満足せず、かならずその見解を成員たちにも押しつけようとする。拡張は集団の本性なのだ。

集団の憶測や情念から生じる言論や見解は、個人の孤独な探究から生じる思考と似て非なるものだ。プラトンは『国家』で集団的言説を生みだすシステムを「巨獣」と呼んだが、ヴェイユはその比喩を引用しつつ敷衍する。人心をまど

わせるとソフィストたちを非難する巷の人びとこそが、「教育全般をひきうけ、おのれの欲望にのっとって老若男女をつくりあげる」最大のソフィストなのだ、とソクラテスは言う。「議會や法廷や劇場や軍隊など、大勢の人びとがどうう場所ではどこでもそうなのだが、集まった多数の群衆は、言葉や行動を大騒ぎして非難したり賞讃したりする。非難にしても賞讃にしても度がすぎていて、やたらにわめきちらし、手をうち叩くのだ」。

この怒濤のような非難や賞讃をまえに、どこまで個人の理性や判断力が抗えるものだろうか。質の異なる情念と理性が争えば、量的なエネルギーの圧倒的な差がものを言う。勝つのはエネルギー量にまさる情念である。Ⅲ。報酬とひきかえに叡智を伝授すると称する輩はソフィストと呼ばれるが、これらの教師たちは大衆と意見を異にしているわけではない。それどころか大衆とソフィストは、ともに同じひとつの源泉から、すなわち巨大なエネルギー源である巨獣から、叡智とやらを汲みとっている。この獣の世話をする人間は、獣の気まぐれな喜怒哀楽の表出のひとつひとつが、それぞれ具体的にどのような現象や言説と対応しているかを、時間をかけて実践的に習得し、「獣の氣にいるものを善と、機嫌をそこねるものを悪と称する」。この巨獣は歴史上に有能無能の追隨者（ユビイグ）を生みだしたが、第三共和政の諸政党やメディアもその末席につらなる。Ⅳ

「巨獣の道徳」の威力は計りしれない。芸術や文学や思想の領域であれ、政治や経済の領域であれ、この地上でなんらかの威信を有するものはすべて、ある時期に巨獣の批准をうけたのだ。さもなくば大衆に認められることもなかった。そのうえ巨獣の好むものがかならずしも悪とはかぎらず、嫌うものが善ともかぎらぬので、巨獣の批准そのものが善であるとも悪であるともいえない。しかし特徴はある。巨獣の道徳においては、「われわれは」という一人称複数形が圧倒的な優位にあり、「わたしは」と主張する少数意見には冷淡である。Ⅴ

ところで「われわれは」と称する集団への帰属は、知性の居心地をすこぶる悪くする。友情や同志愛のような心情的な絆であっても、そこからの離反や距離はためらいをひきおこし、知性の自由なはたらきに誤差を生じさせかねない。意識的にせよ無意識的にせよ、真理の探究ではなく、公認の教義との合致がめざされるからだ。教義からの逸脱が罰せられると知っていれば、合致への願望はいやがうえにも倍増されるだろう。さまざまに複雑な計算をする実験のなかで、奇数の答がでるたびに電気ショックをうけるうちに、やがて都合よく偶数の答がでるようになる被験者と同じである。Ⅵ

この「われわれは」への賛同を強いる巨獣は、ヴェイユの生きた第三共和政とヴィシー政権の時代に、政党および教会のうちに復活した。政党／教会のなんらかの要綱／教義に共感した人が、入党／洗礼の儀式をつうじて成員となる。その時点で、政党／教会の要綱／教義をすべて熟知している人はまずいない。その後、自分の考えと相容れない要綱／教義と出会ったときどうするか。自分の良心に忠実であろうとすれば、是々非々で臨むべきであるが、そのような姿勢は政党／教会では歓迎されない。ある集団への忠誠と自己の良心がぶつかるとき、ためらわず前者を優先させるのがりっぱな構成員である。これができない人間には、下手をすると除名／破門の鉄槌がくだる。このような懲罰の雰囲気は知性の自由をかぎりなくそこなう。Ⅶ

このときヴェイユの念頭には、まず「権力の座にある単独政党と獄につながれたその他すべての政党」を生みだした血なまぐさい分派闘争、すなわちソヴィエトのボルシェヴィキやドイツのナチスによる一党独裁があった。そして異端審問所をあやつった中世のカトリック教会、さらにはヴィシーとむすんで反動化したフランスのカトリック教会も同罪と考えられた。すべてが極端なまでに尖鋭化した時代だった。ロンドン文書「政党全廃にかんする覚書」もこの脈絡で読むべきだろう。政党というものは、ことごとく、ただひとつの例外もなく、純然たる悪である。必要悪でさえないとヴェイユは言う。

ルソーも自由と公正の必須条件として政党の全廃をと考えたが、ヴェイユによれば、ルソーの主張はふたつの明白な事実を前提とする。「理性は正義と罪なき有用性を選びとるが、あらゆる罪は情念をその動機とする」がひとつ、「理性は万人において同一であるが、情念は各人各様である」がもうひとつ。とすれば、なにか問題がおきたときに、各人がたつたひとつで熟慮して、さまざまな意見をもちよって比較検討するならば、万人共通の理性になった合理的な判断においては一致し、不正や誤謬の温床である情念に左右された憶測においては一致しないはずだ。このような状況においてのみ、多数決あるいは満場一致に正当性があるといえよう。ルソーの「一般意志」とは、各人の私情を相殺するための手続きをへてはじめて正当化される同意のことなのだ。

ところが、この手続きの信頼性をいじめるしく害するものがある。それは集団的情念である。これがのさばりだすや、あらゆる嘘や歪曲が可能となる。かくて、集団的情念を肥らせる政党の全廃という結論がみちびかれる。さて、政党には三つの特性があるとヴェイユは言う。第一に、政党は集団的情念をつくりだす機械である。第二に、政党はその成員の思想に集団的な圧力を加える組織である。第三に、政党は自己の勢力拡張を際限なくめざす自己増殖装置である。じつさいはこの第三の特性が、政党の最終にして唯一の目的といつてよい。よって理論的にみるならば、Ⅳ ならば政党はありえない。現実として、たいていの政党がⅣ でないのは、同じ程度にⅣ 那他政党が存在して、互いに影響力を相殺しあうからだ。もっとも、競合する諸政党をままと葬りさり、Ⅳ 体質をいかになく發揮した党もある。ソ連ではスターリンの党が、ドイツではヒトラーの党が他のすべての政党を非合法化し、みずからに同調しない者を容赦なく弾圧した。彼らはすべての政党が望みつつもはたせずにいる夢を実現させたにすぎない。

この第三の特性は、集団的な情念が個人の思考を圧倒するや否や、かならずひとつの現象をひきおこす。すなわち目

的手段の逆転である。この転倒はごくありふれた現象なので、一般に目的とみなされているものの大半は、定義上からも、本質的にも、疑問の余地なく、手段にすぎないといってもよいほどだ。政党のほかにも、金銭、権力、国家、国民の威信、生産力、卒業資格など、枚挙にいとまがない。手段が目的とすりかわるメカニズムは単純だ。ほとんど野放しの宣伝力をかりて、自己の存続こそが公益にかかわると大衆を説得すればよい。この怖るべき現実と第三共和政の迷走の反省が、いつさいの集団にたいする嫌悪と不信となって、晩年のヴェイユの著作にある種の悲壮感を与えているのは否定できない。

かくてヴェイユは人間存在にきわめて両義的な視線をむける。一方で神的な虚無への同化を説き、一方で社会改革のための活動を惜しまない。ヴェイユの思考の道筋はこうだ。人間のなかで尊ぶべきは万人が共有する非人格的なものだ。非人格的なものは人格的なものを糧として生長する。人格的なものは糧としてのみ価値がある。ゆえに尊重されるべきだ。個人の観点からみれば、非人格的なものの生長は究極の消滅すなわち自己無化につながる。そして、この究極の消滅をうながすがゆえに、社会改革は推進されねばならない。以上の前提によるならば、いかなる政治組織や法制が望ましいのか、おのずからあきらかになる。きわめて現実的な問題をあつかう政治理論についての言説に、ふいに前ぶれもなく神秘神学の語彙や発想がまぎれこみ、読者を当惑させるのも、ヴェイユの論理において、この二領域は切れめなくつながっているのみならず、互いの領域に楔のごとく入りこんでいるからにはかならない。

(富原真弓『シモーヌ・ヴェイユ』による)

注 シモーヌ・ヴェイユ：一九〇九―一九四三。フランスの哲学者、思想家。

ドレフュス事件：一八九四年に第三共和政のフランスにて起きた陰謀事件。ユダヤ系軍人のドレフュス大尉がスパイ容疑で逮捕され、その判決をめぐってフランスの国論が二分された。

マックス・ヴェーバー：一八六四―一九二〇。ドイツの社会学者、政治学者。

ヴィシー政権：第二次世界大戦中、フランスがドイツに降伏したことで一九四〇年七月にフランス中部のヴィシーに成立した政権。

問一 空欄Ⅰ・Ⅱ・Ⅳに入る語句の組み合わせとして最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| Ⅰ | Ⅱ | Ⅳ |
| Ⅰ 民主主義的 | Ⅱ 非人格的 | Ⅳ 社会主義的 |
| Ⅰ 非人格的 | Ⅱ 大衆迎合的 | Ⅳ 全体主義的 |
| Ⅰ 人格的 | Ⅱ 大衆批判的 | Ⅳ 民主主義的 |
| Ⅱ 民主主義的 | Ⅱ 自由主義的 | Ⅳ 大衆迎合的 |
| Ⅰ 人格的 | Ⅱ 全体主義的 | Ⅳ 非人格的 |

問二 傍線部A「ただし言論については一概にいえない」とあるが、その説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

Ⅰ 言論の自由は結社の自由と同様に目的と方法との関係が転倒しており、行動に対して指針を与えるために規制が必要であるということ。

Ⅱ 結社と言論とは魂の欲求であるか否かにおいて違いがあり、その違いゆえに言論の自由は法による制限から無条件に解放されなければならないということ。

Ⅲ 言論の自由によってはじめて知性の機能は直接的に行動に影響をおよぼすことができるので、例外なくジャーナリストに与えられなければならないということ。

Ⅳ 言論における思考の表現は知性の活動が一定の条件のもとで自由であるべき限りにおいて制約から解放されて提示されなければならないということ。

問三 傍線部B「ヴェイユはメディアに信頼をよせていなかった」とあるが、その理由として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

Ⅰ ヴェイユの考える知性は自由なはたらきに基づくものであり、情念と憶測を拡大化するメディアは「われわれ」という一人称複数意見のみを優位なものとするため。

Ⅱ ヴェイユはマックス・ヴェーバーと同様、大衆の情念にうったえるメディアを批判し、一党独裁的な政党の台頭に警鐘を鳴らしていたため。

Ⅲ ヴェイユの考える知性は個人の孤独な探究を必然とするのに対し、メディアは大量生産と大衆読者を対象にする以上は集団性が前提となり、それは情念と理性の葛藤を不可避とするため。

Ⅳ ヴェイユの批判するメディアはプラトンが「巨獣」と喩えたシステムであり、量的なエネルギーを誇る集団の見解に抗うものであるため。

問四 空欄 Ⅲ に入る最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

イ ふつうの条件下ならば巨獣がかならず勝つ

ロ 場合によってはソフィストと群衆は手を結ぶことができる

ハ 質としての理性と量としての情念の間で勝敗は明確だ

ニ 大衆は情念のなから善悪にかかわる叡智を学びとる

問五 次の文は本文中に入るべきものである。本文中の「イ」～「ニ」の中から最も適切な箇所を一つ選び、解答欄にマークせよ。

知性に課せられる制約は、善への愛をいずれは窒息させてしまうだろう。

問六 本文では「憶測や情念」と「思考」の違いについて、プラトンが言うところの「巨獣」の比喻を用いて説明している。傍線部C「巨獣の道徳」以外に、ヴェイユが考える「知性」を必要としないことがらとして、最も端的に説明された語を本文より五字で抜き出し、記述解答用紙の所定の欄に記せ。

問七 傍線部D「このような状況においてのみ、多数決あるいは満場一致に正当性があるといえよう」とあるが、その理由として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

イ 集団的情念は個人の思考を調整することができるので、それにもとづく多数決や満場一致の手続きには信頼が置ける。

ロ 情念は罪を導きだす以上、それにもとづく議論によって得られた同意は法に抵触するものとなり、無効である。
ハ 一人一人異なる情念にもとづいて判断することには正当性がなく、理性から導かれた同意において一致をみなければならぬ。

ニ 手段を目的化する集団的情念は理性を批判して他を弾圧することに行き着くので、政党を主体とした多数決や満場一致の手続きは不正である。

(二) 次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。

ケアという言葉の語源を遡れば、現在の意味とは相反するような意味が込められていることも分かってくる。ケアは、古ゲルマン語の *keano* (悲しみ) に由来し、そこから派生する古英語 *caru* は、悲しみのほか、気がかり、不安、心配、嘆き、困惑などを意味している。つまり、ケアは、思わずそこに注意を向けてしまうような、心の動きを表している。そうした意味の複雑さから、ケアという活動は、やりがいを感じさせたり、対象への愛着を生んだりする一方で、極度の疲労と、時に I を伴うような労苦ともなる。〔イ〕

このように、ケアは「I 気にする／気にしない」といったわたしたちのビサイ¹な心の動きまで意味してしまうために、いったいいかなる文脈・関係性において、ケア、あるいはケアワークといった用語が使用されているのかについて、まずしっかりと見極めておかねばならないだろう。こうしたケアに込められた複雑な意味あいからも、個別のケアだけをとり出すのではなく、個別のケアが行われている文脈や歴史が注視されなければならない。こうしたケアをめぐる複雑さは、ケアの倫理の特徴の一つである、行為が生まれる文脈や関係性に即した論理構成を生む理由でもある。〔ロ〕

ケアの倫理とは、女性たちの多くが家庭生活にまつわる営み、すなわちケアを一手に引き受けさせられてきた社会・政治状況を批判することから生まれた、人間、社会、そして政治についての考え方、判断の在り方である。その背景には賃金労働が生活を支える主な収入源となり、家庭生活と II が分離されたという歴史がある。ケア——気遣い、配慮、世話すること——は、誰かの手、労力、声かけ、注視、そして時間などを注がれることによってしか生きること

のでできない人びとが人間社会には必ず存在することから、人間社会の存続には不可欠のものである。また、その他の人間の活動の多くと比べ、ケアする／される者たちの関係性はしばしば、能力の差が極めて大きい非対称的な関係であるために、ケアする者に比してケアされる者たちは暴力にさらされやすく、弱い立場に置かれがちである。〔ハ〕

現在でも日本社会を見れば、女性たちの多くは、環境に傷つけられやすく脆弱な人びとのニーズを満たす役割、労働、活動を担っている。他方で、そうした営みは、女性らしさや母性に安易に結びつけられてしまうがゆえに、女性たちが無償で担うことが当然視されてきたし、有償であったとしても、その報酬は、男性らしさに結びつけられてきた職種と比べると、安価に抑えられてきた。〔ニ〕

女性たちの労働が無償であること、あるいは安価に抑えられていることは、III であるとして、その不当性は長きにわたって論じられてきた。ケアの倫理研究は、なぜ女性たちが主に担ってきた、担わされてきた役割、労働、活動が、経済的にだけでなく、社会的、そして政治的にも評価されずきたのかを探るなかで、それでもなお、ケアという営みは、人間にとって、そして人間社会の存続にとって不可欠であることを見いだしてきた。いや、自らもケアに深くかわつてきたフェミニストたちは、そのことを実感してきたといつもいいかもしれない。だからこそ、ケアの倫理は、その営みを通じて身に着けていく、発見されていく他者との関係性のツムギ²方、その関係性のなかでの応対の在り方、非対称的な関係性に特徴的な態度や善悪の判断の仕方を、哲学・倫理学・政治学で主流とされてきた道徳的判断の在り方との対比のなかで、明らかにすることができたともいえる。〔ホ〕

ケアの倫理は、経済的に報酬が多く得られることに価値を置き、経済力のある者が善い市民であるかのように、政治的にも発言力が高まる新自由主義と呼ばれる現在の社会状況のなかで、ひととき重要性を増している。なぜならケアの倫理は、例外なくひとは他者との応答のなかで、身体的、精神的なケアを受けつつ生きている、具体的でかつ傷つけられやすい存在である事実を認め、そこから社会を構想しようと呼びかけているからだ。〔ヘ〕

しかし、ケアの倫理がこのように、新しい社会の構想を呼びかけ、現在の政治体制の見直しをも迫る倫理へと鍛え上げられていく道筋には紆余曲折があったし、かつさまざまな毀誉褒貶にもさらされてきた。そもそも、ケアの倫理が生まれてきたその背景である、フェミニストたちの運動や運動に強く影響された思想についても、しっかりと理解されてきたとはいえない。またそれゆえ、すでに社会化・専門職化されてきたケア労働としての看護、介助、介護の現場において蓄積されてきた倫理や医療倫理と混同されるきらいがある。〔ト〕

じつさに女性たちが置かれた社会状況、その女性たちが担った運動や上げてきた声と切り離せないフェミニズム思想の展開のなかにケアの倫理を位置づけることで、ケアの倫理に内包された豊かな女性たちの経験と知見、その葛藤を描き、ケアの倫理がどのような新しい社会や政治を展望しようとしているのかが明らかとなる。ケアの倫理の歴史は、フェミニズムの歴史とも呼応しながら、非暴力的な社会を、そしてあらゆるひとのニーズ、あらゆるひとの声を聴き取る政治とはいかなる政治なのかを模索してきた長い歴史である。〔チ〕

(岡野八代『ケアの倫理——フェミニズムの政治思想』による)

問八 次の文は本文中に入るべきものである。本文中の「イ」「チ」から最も適切な箇所を一つ選び、解答欄にマークせよ。

ケアの「倫理」は、こうしたケアとケア関係が維持されるためにどのような判断、態度、そして思考を必要とするのか、そして社会全体でいかにケア関係を最良のものにしていくのかをめぐって、主にフェミニスト研究者たちによって見いだされ、論じられてきた。

問九 空欄 I に入る語句として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 達成感
- ロ 存在感
- ハ 充足感
- ニ 嫌悪感
- ホ 軽蔑感

問十 傍線部 A 「個別のケアだけを取り出すのではなく、個別のケアが行われている文脈や歴史が注視されなければならない」とあるが、「注視されなければならない」「文脈や歴史」の説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 女性たちを取巻く家庭生活の文脈や歴史
- ロ 第二次世界大戦後の社会活動の文脈や歴史
- ハ 女性解放運動の理論と運動の文脈や歴史
- ニ 男性労働者を中心とする社会の文脈や歴史
- ホ 高度経済成長期の政治状況の文脈や歴史

問十一 空欄 II に入る語句として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 就労の領域
- ロ 社会の活動
- ハ 労働の条件
- ニ 経済の格差
- ホ 政治の論理

問十二 傍線部 B 「女性らしさや母性に安易に結びつけられてしまいがゆえに、女性たちが無償で担うことが当然視されてきた」とあるが、その状況の説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 日本の家族社会においては、介護や育児を得意とするのは女性であるとされてきたばかりでなく、ケアの制度も十分に整備されておらず、男性中心の社会が無償労働を美德として賞賛する状況。
- ロ 封建的な古いしきたりがいまだに根強く残る日本社会においては、女性の社会進出が阻まれていると同時に、労働の中心を担っている男性の介護・育児休暇の取得率が十分には上昇しない状況。
- ハ 介護・介助については、地域社会での理解が徐々に深まり、浸透したことで報酬額が改善しているのに対し、母性に安易に結びつけられてきた保育・育児については、あまりにも不十分な状況。
- ニ 介護・介助・保育・育児については、いまだに家族によるケアを理想としており、その労働の多くを女性が担っているにもかかわらず、労働力に応じた報酬が認められているとはいえない状況。
- ホ 他者に対するケア負担が過重であるという理由から、就労できなかった女性たちがこれまで担ってきた介護・介助・保育・育児を男性と分担し、十分な報酬を支払う制度が整備されている状況。

問十三 空欄 III に入る語句として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 女性就業の支援や補償
- ロ 女性活躍の機会の損失
- ハ 女性運動の成熟と喪失
- ニ 女性企業の条件と整備
- ホ 女性労働の収奪や搾取

問十四 傍線部C「非対称的な関係性に特徴的な態度」とあるが、その説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

イ ケアされる側は身体的あるいは社会的弱者であるために、ケアする側に無償の母性愛が求められ、ケアの営みが搾取されること。

ロ ケアされる側にも経済的格差があり、経済的に豊かであればケアする側を金銭力によって使用人のように意のままにできること。

ハ ケアされる側は身体的あるいは社会的弱者であるために、ケアする側に人権を軽視され、金銭的搾取の対象とされてしまうこと。

ニ ケアされる側は他者の保護なしには生きることができないゆえに、ケアする側に一方的な配慮や気づかいを強制できること。

ホ ケアされる側は他者の保護なしには生きることができないゆえに、ケアする側に家庭生活と賃金労働の双方が求められること。

問十五 本文の内容と合致する最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

イ ケアの倫理は、多くの女性たちが家庭生活において忍従を重ね、介護・介助を一手に担ってきたことで自然に育まれてきた。

ロ ケアの倫理を理解するためには、介護・介助の現場で働く人々の声に真摯に耳を傾けることこそが何よりも重要な方法となる。

ハ ケアの倫理が育まれてきた背景には、女性と男性が協力することで着実に制度改革が進み、社会的理解が深まったことがある。

ニ ケアの倫理は、男女雇用機会均等法によって女性の社会進出が促進され、活躍の機会が増えたことが契機となって進展した。

ホ ケアの倫理の歴史と現在を知るためには、フェミニスト理論家たちの葛藤と模索という長い道のりをたどることが重要となる。

問十六 傍線部1・2のカタカナの部分を漢字に直し、記述解答用紙の所定の欄に記せ（漢字は楷書で丁寧に書くこと）。

(三)

次の文章と和歌は、十八世紀の歌人、宮部万女の歌集に収められる作品の一部である。これを読んで、あとの問いに答えよ。なお設問の都合上、本文を改変した箇所がある。

I の初めつかた、よしたかのぬしの、ねぎしといふところの庵にとひ寄りばべりしに、さのみ世離れたるところにはあらねど、いとひなびたる田のあぜ、山のかげなど過ぎて行くに、なかなか目なれぬさまして、いとをかしうぞおほゆ。早苗とるころはまだしきに、早稲田にやあらむ、若苗もはや緑に生ひ出でて、水堰き入れしかたへには、かはづのこゑかしがましきまで聞こえたるに、いづくの野辺にか、きぎすのこゑもほかに時々うち添へつ、ひとめはまれにて、静かなることいふばかりなし。木立しげりたるかたを行けば、春さへまれに聞きしうぐひすの、古巢に帰りてなくにやあらむ、あまたこゑ聞こえて、さながら春かとぞおほゆ。

ねにかへる花はあとなき夏山をおのが古巢とうぐひすやなく

山はまだ春暮れはてぬこちしてもろこゑになくきぎすうぐひす

若苗もはやうゑつべき小山田に春を残してかはづなくこゑ

¹聞く人もなければ、ひとりごちして行く。あなたの山かげより、思ひかけずほととぎすの、ふとなき出でたる、こ

とさら目さむるこちして、めづらしうも、うれしくも、いはむかたなし。

けふここにとはずはおのがはつこゑをいかでか聞かむ山 II

聞く人もまれなる山は II よにしのび音もしのばずやなく

ほど遠かりし道の疲れも、これにうち忘れて、やがて来着きぬれば、あるじ待ちつけてもてはやす。庵のさま、まことにしめやかにて、みぎりに池を堀に流し、向かひの山に松をいと多くうゑならべつつ、ちとせのかけしるきに、青葉のさくら立ちまじりたる中に、岸のやまぶきは、まだ花も残りて、水にうつれるさま、駒とめてなほ水かはむとある古事も思ひ出でらるるけしきなり。何くれと物語のついでに、例のあるじに聞こえはべる、

ふりずなほちとせずむべきかげなれや松のねぎしの宿の池水
色かへぬことばのかけを契りにてなほとひなれむ宿の松が枝

あるじ返し、

²水草おふるねぎしの宿の池にしもとひしことばの色ぞうつれる

かたみにうち笑ひて、見出だしぬるに、道すがら聞きしほととぎすの、なほしたひ来つつなくも、ひとしほ興ありておほゆ。

世にはまだしのぶるころもほととぎすおのがねぎしの里なれてなく
ききたまひつやといへば、さりや、たえずなくと人はいへど、³老いの耳にはうとくてまだ聞かずとて、うち傾きつ
つ、まづ、おもてらしてよ、こよろぎの磯にさかな求むることも、ほど遠ければ、ただ田舎びたるままにてとて、
たかなやうのものとり賄ひたるも、なかなかゆゑあるさまにて、ほととぎす尋ねて聞きしこゑよりも、下わらび
こそゆかしかりけれとかや、戯れたまひし古事など思ひ出でて、いとをかし。

(『相生の言葉』による)

注 ねぎし：現在の東京都台東区根岸の地。上野の山の北東の崖下にあたり、江戸時代は武蔵国豊島郡金杉村に属した。

駒とめてなほ水かはむ：藤原俊成の和歌。三句以下は「やまぶきの花の露添ふ井手の玉川」(『新古今和歌集』春歌下)。

おもてらしてよ：お食事をなさってください。

こよろぎ：現在の神奈川県大磯町から小田原市国府津にかけての海岸。

たかな：たけのこ。

ほととぎす尋ねて聞きしこゑよりも、下わらびこそゆかしかりけれとかや、戯れたまひし古事…『枕草子』
「五月の御精進のほど」の段に記される逸話。ほととぎすの声を聞きに出かけた清少納言一行は、高階明順(中宮定子の伯父)宅で饗応を受け、明順が摘んだ下わらびを供された。後日、定子が「下わらびこそ恋しかりけれ」と書いた句に、清少納言は「ほととぎす尋ねて聞きしこゑよりも」と付けた。

問十七

空欄

I

に入る月の名として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

イ うづき

ロ さつき

ハ ふづき

ニ みなづき

ホ やよひ

問十八 傍線部 1・3 の意味として最も適切なものをそれぞれ次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- 1 イ 風流に耳を傾ける人もいないので、ひとりさびしく進んだ。
ロ 声を掛けてくる知己もないので、孤独を味わいつつ進んだ。
ハ 聞いている他者もないので、自分で歌を詠じながら進んだ。
ニ 道を尋ねる里人もいないので、ただ当てずっぽうに進んだ。
- 3 イ 老境を楽しむ余裕を持たない自分には縁がない
ロ 老残のわが身を訪ねてくれる人は誰もいない
ハ 世間離れをした老人に世情は理解できない
ニ 老齢となり難聴のせいか耳にしていない

問十九 空欄 Ⅱ には本文中に使われている語が入る。その語として最も適切なものを、本文中の表記のまま、記述解答用紙の所定の欄に記せ。

問二十 傍線部 2 の和歌が伝えようとしているメッセージとして最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 手入れが行き届かない庭園に客人をお迎えしたことは、お恥ずかしいかぎりです。
ロ わざわざねぎしをお訪ねくださり、ありがたくもお歌を詠んでくださいました。
ハ 水辺の植物の根が多いところから、ねぎしという土地の名が起ったのです。
ニ 庭園の池が深いようには、あなたの深いお心に私は到底お応えできません。

問二十一 本文中には、文法的な原則と相違する活用語を一つ（一箇所とは限らない）見出すことができる。その語を、正しい活用形に直し、記述解答用紙の所定の欄に記せ。

問二十二 本文の内容の説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 筆者は、既に老齢に達した女性であり、遠くねぎしの里を訪ねるのは容易なことではなかった。
ロ 筆者は、ねぎしを訪ねたが、最初から十分な響応を受けることを期待していたわけではなかった。
ハ 筆者は、都会の生活に疲れ、自然豊かなねぎしを訪ねることで、鬱屈した気持ちを晴らそうとした。
ニ 筆者は、古典の教養を豊かに備えた文化人であり、ねぎしを訪ねやすやすと和歌を詠むことができた。
ホ 筆者は、ねぎしに住むよしたかを心から尊敬しており、その教えを乞うために、遠路わざわざ訪問した。

問二十三 本文より前に成立したと考えられる江戸時代の作品を次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ おらが春
ロ 浮世風呂
ハ 好色五人女
ニ ささめごと
ホ 東海道中膝栗毛

(四)

次の文章は、モンゴル帝国に仕えた耶律楚材の言動について論評した蒲生重章の文章である。これを読んであとの問いに答えよ（設問の都合上、訓点を省略した箇所がある）。

耶律楚材曰、興^{スハ}一^一利^一、不^レ若^カ除^{クニ}一^一害^一。余謂^{ヘラク}此^レ非^ズ天下^ノ通論^ニ。楚材蓋^ナ有^レ為^ニ而^フ言^フ焉。何^{トナレバ}則^チ利^ニ有^リ大^ニ小^ニ緩^ニ急^ニ。興^{サバ}利^ノ之^ノ大^ニ且^ツ急^ニ者^ヲ、則^チ害^ニ之^ノ小^ニ且^ツ緩^ニ者^ヲ、固^{ヨリ}在^リ所^ニ不^レ顧^ミ。況^{ンヤ}国^ノ之^ノ未^ダ全^{クハ}開^ケ也[、]唯^ダ利^ノ之^ノ不^レ興^ラ是^レ患^{うれフ}。而^モ縮^ニ縮^ニ然^{トシテ}固^ニ守^{シテ}斯^ノ言^ヲ而^{シテ}難^{シトス}乎[、]興^{スラ}利^ヲ安^{ケン}能^ク望^{マンヤ}於^{マシメ}富^ニ国^ヲ強^{クセンコトヲ}兵^ヲ乎^哉。且^ツ夫^レ楚材^ノ之^ノ佐^{ナヅクル}元^ヲ也[、]立^テ編^ニ修^ニ所^ヲ、立^テ經^ニ籍^ヲ所^ヲ、革^メ軍^ヲ制^ヲ、定^{ムル}天^ノ下^ノ之^ノ賦^ヲ税^ヲ之^ノ類^ヲ、其^ノ興^シ利^ヲ生^{ズル}事^ヲ、不^レ一^ニ而^ニ足^ラ矣^{。而}其^ノ言^ヲ如^キ此^ノ者^ハ、抑^タ亦^タ有^{ルナリ}以^{ユヱ}焉[。]當^{リテ}三^ニ大^ニ宗^ノ之^ノ殂^{スルニ}、楚材^ノ常^ニ憂^フ乃^ニ馬真氏^ノ稱^シ制^シ、幸^ニ臣^ノ奥都刺合蜜^ノ專^{ラニスルヲ}政^ヲ。嘗^テ奏^{シテ}曰^ク、天^ノ下^ノ者^ハ先^ニ帝^ノ之^ノ天^ノ下^{ニシテ}、朝^{ニハ}廷^ニ自^{カラ}有^リ二^ニ憲^ニ章^ニ。今^ニ欲^ス紊^レ之^ヲ。臣^ノ不^レ敢^テ奉^{シテ}詔^ヲ。後^タ又^タ有^リ旨^ヲ。凡^ソ奥都刺合蜜^ノ所^ニ奏^{スル}令^ヲ、史^ノ不^レ為^{ツクラ}之^ノ書^ヲ者^ハ、斷^ズ其^ノ手^ヲ。楚材^ノ曰^ク、軍^ノ国^ノ之^ノ事^ハ、先^ニ帝^ノ悉^ク委^ス老^ニ臣^ニ。令^ヲ史^ノ何^ゾ与^{ラン}焉^{。事}若^シ合^{セバ}理^ニ、自^ラ當^ニ奉^ス行^ス。如^シ不^レ可^{カラ}行^フ、死^ス且^ツ不^レ避^ケ。況^{ンヤ}斷^{スルヲヤト}手^ヲ乎^{。由}是^ニ觀^{レバ}之^ヲ、楚材^ノ深^ク憂^フ於^ニ小^ノ人^ノ之^ノ紛^ニ更^ニ也^ト。故^ニ其^ノ言^ハ、則^チ然^{ルノミ}已^ニ、吾^ノ故^ニ曰^ク、此^レ非^{ザル}天^ノ下^ノ之^ノ通論^ニ也[、]有^{リテ}為^ニ而^フ言^フ也^ト。

夫^レ柄^{つかさど}国^ヲ者^ハ、留^ム意^ヲ乎[、]生^民、休^ニ威^ニ、力^{メテ}興^シ利^ノ之^ノ大^ニ且^ツ急^{ナル}者^ヲ、以^テ富^{マシメ}国^ヲ。強^{クス}兵^ヲ是^レ即^チ聖^ノ人^ノ之^ノ開^ニ物^ノ成^{ナリ}務^ヲ。復^タ何^ゾ憚^{ルコトヲ}于^ニ楚材^ノ之^ノ言^ヲ為^{サンヤ}哉[。]但^ダ後^ニ世^ニ好^ム紛^ニ更^ニ者^ヲ、不^レ除^カ害^ノ之^ノ大^ニ且^ツ急^{ナル}者^ヲ、而^{メテ}力^{メテ}興^{サバ}利^ノ之^ノ小^ニ且^ツ緩^{ナル}者^ヲ、則^チ是^レ真^ニ興^{スハ}一^一利^一、不^レ若^カ除^{クニ}一^一害^一也[。]況^{ンヤ}妄^{モテ}意^ニ更^ニ祖^ノ宗^ノ之^ノ大^ニ憲^ヲ、汲^ヲ汲^ヲ然^{トシテ}唯^ダ利^ノ是^レ務^メ、貽^ハ禍^ヲ宗^ノ社^ノ人^ノ民^ニ。不^レ唯^{ダニ}祖^ノ宗^ノ之^ノ罪^ヲ人^ノ、實^ニ楚材^ノ之^ノ罪^ヲ人^ノ矣^夫。

（『裴亭文鈔』による）

注 元：ここではモンゴル帝国を指す。

殂：皇帝、国王が亡くなること。

乃馬真氏：モンゴル帝国、二代皇帝太宗（オゴタイ）の第六皇后。

奥都刺合蜜：乃馬真氏の寵臣。

開物成務：国民に将来への展望を与え、志を抱かせて、さまざまな事業を成功させること。

問二十四 傍線部「有為而言」について、どういうことか、本文の内容に即した説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

イ 楚材はひとびとを感動させるに足る天才的なひらめきのある発言をしたということ。

ロ 楚材は自分でありふれたことをなしたのではないと公式の場で発言をしたということ。

ハ 楚材は前途有為の若い政治家として積極的に自信に満ちた発言をしたということ。

ニ 楚材は当時の政治状況をなんとか是正したいという願望を籠めて発言したということ。

ホ 楚材は国家の利害には優先順位があるということをわきまえずに発言したということ。

問二十五 傍線部2「臣不敢奉詔」をすべてひらがなで書き下し文に直した場合、最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ しんあへてせずしてみことのりをたてまつる
- ロ しんほうずるをあへてせずしてみことのりす
- ハ しんあへてほうぜずしてみことのりせしむ
- ニ しんあへてたてまつらずしてみことのりす
- ホ しんあへてみことのりをほうぜず

問二十六 傍線部3「断手」とあるが、どのような理由で誰の手が切り落とされることをここでは言っているのか。その説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 皇帝が史官に国の軍事を委ねたために楚材の手が切り落とされる。
- ロ 史官が皇帝の命令を批准したために楚材の手が切り落とされる。
- ハ 史官に文書を作らせなかったために楚材の手が切り落とされる。
- ニ 奥都刺合蜜が上奏したことが許されなかったために史官の手が切り落とされる。
- ホ 奥都刺合蜜が上奏したことが簡単に許可されたので史官の手が切り落とされる。

問二十七 傍線部4「楚材之言」とあるが、ここでの「楚材之言」に該当する八文字を本文の中から抜き出して、記述解答用紙の所定の欄に楷書で記入せよ。ただし、返り点・送り仮名・句読点などの訓点は除くこと。

問二十八 次のイ・ホの中から本文の内容と明らかに合致しないものを一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 広い範囲に利益をもたらし、同時に急を要する事業を起こせば、小さく影響力のない損害などは問題にならない。
- ロ 利益が挙げられないことばかりを気に懸け、利益を挙げるのは困難だとばかり思い込んでいると富国強兵など望めない。
- ハ 軍備については、太宗が全権を楚材に委ねていたのだから詔勅や歴史を記録する役人は全く関与していないことである。
- ニ 国政を掌握する者は国民の幸不幸に常に留意して利益の大きな急務に取り組めば富国強兵が実現するなどさまざまな事業に成功する。
- ホ 利益ばかりを追求し、国家や国民に災禍をもたらすことは、先祖の顔に泥を塗るばかりか、さらには楚材をも罪することとなる。

〔以下 余 白〕

〈2025 R 07192024〉

受験 番号	万	千	百	十	一
氏 名					

(注意) 所定欄以外に受験番号・氏名を記入してはならない。記入した解答用紙は採点の対象外となる場合がある。



(四)

問
二
七

(三)

問
二
一

(二)

問
十
六

(一)

問
六

(採
点
欄)

〈2025 R 07192024〉

受験 番号	万	千	百	十	一
氏 名					

(注意) 所定欄以外に受験番号・氏名を記入してはならない。記入した解答用紙は採点の対象外となる場合がある。

(四)

問
二
七

(三)

問
十
九

(二)

問
十
六

1

(一)

問
六

国

語

(記述解答用紙)